

令和8年度 脱炭素先行地域づくり事業



エアコン・エコキュート・断熱改修に

# 補助金があります

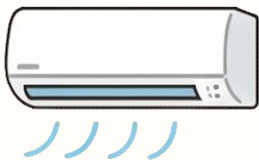
## 脱炭素先行地域づくり事業について

昨年度、飯豊町と米沢市の共同提案が、国が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。脱炭素先行地域とは、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする取り組みを全国に先駆けて行う地域のことです。

計画には、牛糞の発酵ガスや川の水、太陽光などで電気をつくる事業などのほかに、下記のような一般世帯向けの補助事業も盛り込んでいます。

**対象となる3つの補助** 3つの補助事業に申請することも可能です。

### 1 エアコン(新規・更新)



補助率 2/3  
上限 16万円

件数：予定 10件(うち高齢者世帯枠 5件)

高齢者世帯とは、今年度中に満65歳以上に達する方だけで構成される世帯です。申請が多い場合は抽選です。申請は1世帯1台。

### 2 エコキュート(新規・更新)



補助率 2/3  
上限 30万円

対象件数：予定 5件 (先着順)

お湯をつくる省エネ機器です。対応機種かどうかは、業者さんへご相談ください。申請は1世帯1台。

### 3 断熱改修 (既存住宅)



補助率 2/3  
上限 120万円

件数：予定 5件 (先着順)

居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い部屋）の改修が必須です。

## 申請期限

#### ・エアコン

令和8年5月28日(木) 17:00まで  
※期限後に補助対象者決定

#### ・エコキュートと断熱改修

令和9年1月28日(木) 17:00まで  
※先着順で補助対象者決定

## 主な補助要件

下記以外にも要件があります。詳しくは手引きをご覧ください。

- ✓ 町内に住民票があり、実際に住んでいる方が対象者です
- ✓ 町税などに滞納がない世帯の方が対象者です
- ✓ 導入設備や断熱材は、商用化され導入実績があるものであること（中古は対象外）
- ✓ 導入設備や断熱改修は、温室効果ガス排出削減に効果があること（基準あり）
- ✓ 断熱改修は、居間又は主たる居室（居室等）を中心に改修すること
- ✓ 断熱改修は、改修する居室等の外皮部分すべてに設置・施工すること。交付対象は外皮部分の改修工事のみ
- ✓ 断熱改修は、最低改修率以上を改修すること
- ✓ 導入設備や断熱改修は、ほかの補助を受けないこと
- ✓ 補助対象者に決まってから、町内の業者と契約すること
- ✓ 実績報告までに、住宅の電力を再エネ100%プランに切り替えること（5年以上継続のこと）
- ✓ 住宅の電力使用量データの提出など、町が実施する調査に協力すること
- ✓ 法定耐用年数を経過するまで導入設備や断熱改修を使用すること

## 相談から補助金までの流れ

### 1 電話で相談



町に、対象になりそうか確認します。

### 2 見積りを取る



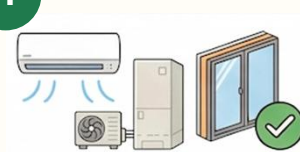
町内の電気屋さんや工務店さんなどに、見積などの相談をします。  
※**契約すると補助対象外になります。工事費の見積依頼や機器の相談までにとどめること。**

### 3 申請する



申請はご自身でもできますし、業者さんに任せることもできます。  
※**契約は補助対象者に決まってから。**

### 4 実績報告をする



工事完了後30日以内、または令和9年2月末までに、工事が完了したことを町に報告します。  
※**実績報告までに、再エネ100%プランに切り替えていること。**

## お問い合わせ・申請

飯豊町役場 住民課生活環境室 ☎0238-87-0514



補助金HP



手引き